

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 9 月19日
【会社名】	株式会社モンスターラボホールディングス
【英訳名】	Monstarlab Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鯉川 宏樹
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目 1 番39号 恵比寿プライムスクエアタワー 4 F
【電話番号】	03-4455-7243
【事務連絡者氏名】	経理財務本部長 C A O 鈴木 翼
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目 1 番39号 恵比寿プライムスクエアタワー 4 F
【電話番号】	03-4455-7243
【事務連絡者氏名】	経理財務本部長 C A O 鈴木 翼
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

1【提出理由】

2024年9月19日開催の当社取締役会において、当社連結子会社であるMonstarlab Denmark ApS（以下「MLDK」）並びにMLDKの完全子会社（当社の孫会社）であるMonstarlab Czech Republic. s.r.o（以下「MLCZ」）及びMonstarlab Middle East DMCC（以下「MLUAE」）の3社について、破産手続開始の申立てを行うこと並びにMLDKの完全子会社（当社の孫会社）であるMonstarlab UK Limited（以下「MLUK」）を清算または破産することを決議したことに伴い、子会社の異動が生じる見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

MLDK

名称	Monstarlab Denmark ApS
住所	2150 Nordhavn Orientkaj 4, 1.
代表者の役職・氏名	CEO, Director Anders Elnegaard Birch
事業内容	デジタルコンサルティング事業
資本金	81,000 DKK（約1.8百万円）

MLUK

名称	Monstarlab UK Limited
住所	1st Floor 33 Grey Street, Newcastle Upon Tyne, Newcastle Upon Tyne, Tyne And Wear, NE1 6EE
代表者の役職・氏名	CEO, Director Hiroki Inagawa
事業内容	デジタルコンサルティング事業
資本金	1 GBP（約203円）

MLCZ

名称	Monstarlab Czech Republic. s.r.o
住所	Boudníkova 2514/7, Libe ⁰¹ ₄₈ , 180 00 Prague 8
代表者の役職・氏名	CEO, Director MARKÉTA OHNIŠTOVÁ
事業内容	デジタルコンサルティング事業
資本金	200,000 CZK（約1.3百万円）

MLUAE

名称	Monstarlab Middle East DMCC
住所	Jumeirah Lakes Towers, Dubai
代表者の役職・氏名	CEO, Director Mark Jones
事業内容	デジタルコンサルティング事業
資本金	50,000 AED（約2.2百万円）

（2）当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

MLDK

- a．当社の所有に係る特定子会社の議決権の数（出資金額）
異動前：81,000 DKK
異動後：-
- b．総株主等の議決権に対する割合
異動前：100%
異動後：-%

MLUK

- a．当社の所有に係る特定子会社の議決権の数（出資金額）
異動前：1 GBP
異動後：-

b. 総株主等の議決権に対する割合

異動前：100%

異動後： - %

M L C Z

a. 当社の所有に係る特定子会社の議決権の数（出資金額）

異動前：200,000 C Z K

異動後： -

b. 総株主等の議決権に対する割合

異動前：100%

異動後： - %

M L U A E

a. 当社の所有に係る特定子会社の議決権の数（出資金額）

異動前：50,000 A E D

異動後： -

b. 総株主等の議決権に対する割合

異動前：100%

異動後： - %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：M L D K、M L C Z 及びM L U A E の破産並びにM L U K の清算または破産のため

異動の年月日：上記4社いずれについても、現地法令に従い必要な手続が完了次第、破産手続開始申立て又は清算を行う予定です。

以 上